

特殊勤務手当一覧_日野市で標榜している特殊勤務手当と標榜していない特殊勤務手当一覧表

日野市のみ標榜している特殊勤務手当		
手当一覧	支給額	対象・詳細
医師研修技術手当	月額310,000円	院長
	月額310,000円	別表第2 給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級であつて、院長を除くもの
	月額310,000円	診療科部長
	月額310,000円	医長
	月額260,000円	主任医員
	月額180,000円	医員
医師業務調整手当	年度の半期ごとの医業収支状況に応じ、50,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院に常時勤務する医師
医師資格手当	月額6,000円	病院に常時勤務する医師で学位又は指導医の資格を有しているもの
	月額5,000円	病院に常時勤務する医師で専門医又は認定医の資格を有しているもの
看護職資格手当	月額7,000円	病院に常時勤務する助産師
	月額5,000円	病院に常時勤務する看護師で規則で定める認定看護師の資格を有しているもの
変則勤務手当	1勤務(8時間)5,000円	準夜に看護業務に従事した職員。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。
	1勤務(8時間)500円	勤務時間の割り振りにより準夜帯に3時間以上かかる日勤の看護業務に従事した職員。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。
緊急手術手当	手術点数に0.02を乗じて得た額	診療時間外に、手術室において助手として手術に携わった医師
	手術点数に0.01を乗じて得た額	診療時間外に、手術室において補助手として手術に携わった看護師等
健診業務手当	従事時間1時間につき3,000円	病院において正規の勤務時間外及び休日に健診業務に直接従事した職員(時間外勤務手当又は休日勤務手当を支給される職員を除く。)
経営管理手当	150,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、院長の職にあるもの。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。
	75,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、副院長及び副院長相当職並びに診療部長及び診療技術部長の職にあるもの。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。
	45,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、病院に常時勤務する医師(院長、副院長及び副院長相当職並びに診療部長及び診療技術部長の職にあるものを除く。)。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。
	35,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、部長の職にあるもの(医師及び事務職を除く。)。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。
看護師指導手当	月額16,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、看護科長の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。
	月額12,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、看護師長の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。
	月額8,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、副看護師長の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。
	月額4,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、主任看護師の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。
夜間専従勤務手当	1勤務(8時間)800円	月ごとの勤務時間の割り振りにおいて、準夜及び深夜のみの勤務時間の割り振りを受けた常勤の職員で、準夜又は深夜の看護業務に従事したもの

日野市のみ標榜していない特殊勤務手当					
		危険手当			
		月額 2,300円			
稲城市立病院	支給額				
	対象・詳細	右記に掲げる以外の者	条例別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける者	栄養科及び管理課に勤務し条例別表第2行政職給料表(2)の適用を受ける者	栄養科に勤務し条例別表第4医療職給料表(2)の適用を受ける者
青梅総合病院	支給額	日額 200円			
	対象・詳細	専ら精神病棟に勤務し、看護業務または作業療法に従事した看護職員(看護師および准看護師をいう。以下同じ。)、看護補助者および作業療法士	専ら細菌、その他感染の危険のある業務に従事した臨床検査技師および血液浄化センターに勤務した臨床工学技士	精神病棟および感染症病床において診断、治療看護または病室内において事務に従事した者ならびに感染症病床において作業に従事した者	レントゲン、コバルト装置等の操作または補助業務に従事した者
町田市市民病院	支給額	月額 9,000円	月額 7,500円	月額 19,000円	月額 4,000円
	対象・詳細	放射線科、病理診断科、臨床検査科又は中央材料室に所属する企業職員(医師を除く医療技術系の企業職員に限る。)が、当該科又は室の所掌する業務に従事したとき。	薬剤科に所属する企業職員が、薬剤師として、当該科の所掌する業務に従事したとき。	中央手術室に所属する企業職員(助産師、看護師及び准看護師に限る。)が、当該室の所掌する業務に従事したとき。	医療技術系の企業職員(医師、歯科医師、栄養士並びに(1)及び(2)に該当する企業職員を除く。)及び看護補助の企業職員が、看護その他の所掌業務に従事したとき。

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		稲城市立病院		青梅総合病院	
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細
医師研修技術手当	月額310,000円	院長				
	月額310,000円	別表第2 給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級であつて、院長を除くもの				
	月額310,000円	診療科部長				
	月額310,000円	医長				
	月額260,000円	主任医員				
	月額180,000円	医員				
医師手当			月額 400,000円	院長	医師免許取得後20年未満の場合 月額 180,000円	診療業務に従事する医師および歯科医師。ただし、管理者が特別に加算が必要と判断した場合は、それぞれの金額に100分の200を限度として管理者が定めた率を乗じて算定した額とする。
(その月の勤務した日数が勤務を要する日の2分の1以上の場合とする。)			月額 200,000円	副院長		
			月額 150,000円	診療部長	医師免許取得後20年以上の場合 月額 200,000円	
			月額 104,000円	診療科部長		
			月額 87,000円	医長		
			月額 82,000円	医員		
助産師手当					月額 2,000円	総合病院において分べん介助に従事する助産師
技師手当						
医師業務調整手当	年度の半期ごとの医業収支状況に応じ、50,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院に常時勤務する医師				
病院業務調整手当	年度の半期ごとの医業収支状況に応じ、5,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院に常時勤務する職員(医師を除く。)				
医師資格手当	月額6,000円	病院に常時勤務する医師で学位又は指導医の資格を有しているもの				
	月額5,000円	病院に常時勤務する医師で専門医又は認定医の資格を有しているもの				
看護職資格手当	月額7,000円	病院に常時勤務する助産師				
	月額5,000円	病院に常時勤務する看護師で規則で定める認定看護師の資格を有しているもの				
資格手当					主たる資格の免許取得後25年以上30年未満の場合 月額 3,000円	医療技術系の職員または看護職員で管理職手当の支給を受けない者
					主たる資格の免許取得後30年以上の場合 月額 5,000円	
変則勤務手当	1勤務(8時間)5,600円	深夜に看護業務に従事した職員。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。	1勤務 4時間未満の場合 7,300円 4時間以上の場合 7,800円	【夜間看護手当】 看護師等が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。	午後10時から午前5時までの間に従事した場合 1勤務につき6,000円、午後5時から午後10時までの間に4時間以上従事した場合(午後10時以降も引続き勤務した場合を除く。) 1勤務につき2,000円	【夜間看護手当】 助産師および看護職員で、正規の勤務時間による勤務の一部または全部が夜間において行われる看護等の業務に従事した者
	1勤務(8時間)5,000円	準夜に看護業務に従事した職員。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。				
	1勤務(8時間)500円	土曜日、日曜日又は休日(12月29日から12月31日まで及び1月1日から1月3日までを除く。)の日勤帯に看護業務に従事した職員(休日勤務手当を支給される職員を除く。)。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。				
	1勤務(8時間)500円	勤務時間の割り振りにより準夜帯に3時間以上かかる日勤の看護業務に従事した職員。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。				
早朝出勤手当						
休日夜間診療手当						
入院受入医師手当	入院した患者1人につき4,000円	診療時間内に救急患者を入院受入れした医師	1患者 2,500円	医師が正規の勤務時間内に、入院する患者を受け持ったとき。	入院患者 1人につき	診療時間内に入院する患者を受け持った医師
	3,000円	診療時間内に救急患者以外の患者を入院受入れした医師	1患者 4,000円	医師が正規の勤務時間外に、入院する患者を受け持ったとき。		

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		稲城市立病院		青梅総合病院	
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細
分娩手当	分娩1件につき10,000円	分娩を取り扱った主たる医師	単胎の場合 1回 分娩介助料の5% 双胎以上の場合 1回 分娩介助料の7.5%	医師が正常分娩を担当したとき。	正規の勤務時間内の分べん業務に従事した場合 1分べん 10,000円 正規の勤務時間外または休日の分べん業務に従事した場合 1分べん 20,000円	分べん業務に従事した産婦人科医師
			単胎の場合 1回 分娩介助料の4% 双胎以上の場合 1回 分娩介助料の6%	助産師が正常分娩を担当したとき。	正規の勤務時間外または休日にハイリスクまたは緊急処置を要する分べん業務に従事した場合 1分べん 40,000円	
						1分べん 10,000円
救急業務手当	救急車による搬送患者1人につき4,000円 救急車によらない患者1人につき1,500円	診療時間外に救急患者の受入れ診療業務に直接従事した医師	1患者 3,000円	医師が救急車搬送患者を診療したとき。 1患者につき、医師1人を限度とし、正規の勤務時間外の診療に限る。		
	救急車による搬送患者1人につき2,000円	病院に常時勤務する医師で、診療時間内に救急患者の受入れ診療業務に直接従事したもの				
	入院した救急患者1人につき4,000円	診療時間外に受け入れ、かつ、入院させた救急患者の入院時の診療担当医となつた医師				
	救急車による搬送患者1人につき500円	診療時間外に救急患者の受入れ診療業務に直接従事した看護師等	1患者 2,000円	医師が救急車搬送以外の救急患者を診療したとき。 1患者につき、医師1人を限度とし、正規の勤務時間外の診療に限る。		
	月額20,000円	救急室に勤務する職員で、1箇月当たりの救急車受入れ台数が300台以上であつたもの(医師を除く。)				
	月額10,000円	救急室に勤務する職員で、1箇月当たりの救急車受入れ台数が250台以上300台未満であつたもの(医師を除く。)				
緊急対応手当	1回12,000円	救急患者の対応のために時間外に待機を命じられた医師であつて、緊急に登院執務したもの(当該医師が一の待機時間内において複数回登院執務した場合は、初回の登院執務に限る。)	1回 4,500円	【緊急出勤手当】 条例別表第3医療職給料表(1)の適用のある者で3級以上の号給を受ける者が、手術又は診療のために正規の勤務時間外に緊急登院したとき。	1回 5,000円 ただし、自宅待機手当が支給されている場合は、1回2,000円とし、通勤距離が片道1キロメートル以上であるものが、自転車等を使用して登院した場合は、1回につき1,000円を加算する。	【緊急登院手当】 呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した医師
	1回10,000円	救急患者の対応のために緊急に登院執務した医師(当該医師が時間外に待機を命じられた医師である場合は、一の待機時間内において複数回登院執務したときの2回目以降の登院執務に限る。)				
	1回1,700円	救急患者の対応のために緊急に登院執務した職員(医師を除く。)	1回 1,550円	【緊急出勤手当】 条例別表第3医療職給料表(1)の適用のある者で3級以上の号給を受ける者以外の者が、手術又は診療のために正規の勤務時間外に緊急登院したとき。	1回 2,000円 ただし、通勤距離が片道1キロメートル以上であるものが、自転車等を使用して登院した場合は、1回につき1,000円を加算する。	【緊急登院手当】 呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士および看護職員
	1回2,000円	救急患者の対応のために時間外に待機を命じられた医師				
	1回4,000円	救急患者の対応のために時間外に待機を命じられた職員(医師を除く)				
	緊急手術手当	手術点数に0.05を乗じて得た額	診療時間外に、手術室(血管造影室、内視鏡室及び人工透析室を含む。以下同じ。)において術者として手術に携わつた医師			術者 手術1回につき、診療報酬点数表により算定した手術料の100分の5の額
手術点数に0.02を乗じて得た額		診療時間外に、手術室において助手として手術に携わつた医師				
手術点数に0.05を乗じて得た額		診療時間外に、手術室において手術に際し麻酔を行つた麻酔科医師	助手 手術1回につき、診療報酬点数表により算定した手術料の100分の2の額			
手術点数に0.01を乗じて得た額		診療時間外に、手術室において補助手として手術に携わつた看護師等				
中央手術室勤務手当					月額 2,000円	診療局中央手術室において手術の介助に従事する看護職員
画像診断手当					診療報酬点数表の画像診断管理加算2に関する画像診断1件につき100円	画像診断を専ら担当する医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有する者または専門医に限る。)
診療業務手当	従事時間が1時間以内の場合2,000円	病院において救急患者等のため、正規の勤務時間外及び休日に診療業務に直接従事した医師(当直の医師及び時間外勤務手当又は休日勤務手当を支給される医師を除く。)			従事時間が1時間以内の場合 2,000円 従事時間が1時間を超えた場合 2,000円に従事時間が1時間を超える30分ごとに1,000円を加算した額 ただし、各単位時間の全部または一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)に及んだ場合は、それぞれの単位金額に100分の150を乗じて算定した額 従事時間が1時間以内の場合 1,000円 従事時間が1時間を超えた場合 1,000円に従事時間が1時間を超える30分ごとに500円を加算した額 ただし、各単位時間の全部または一部が深夜に及んだ場合は、それぞれの単位金額に100分の150を乗じて算定した額	救急患者等のため、正規の勤務時間外および休日の診療業務(以下「休日等の救急業務」という。)に直接従事した医師(当直の医師および救急診療業務に従事する救急科医師および小児科医師については、休日に正規の勤務時間を割り振られた場合は、割り振られた時間を除く。)
	2,000円に従事時間が1時間を超える30分ごとに1,000円を加算した額。ただし、各単位時間の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に及んだ場合は、それぞれの単位金額に100分の150を乗じて算定した額					呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した医療技術系の職員で、管理職手当の支給を受ける者
健診業務手当	従事時間1時間につき3,000円	病院において正規の勤務時間外及び休日に健診業務に直接従事した職員(時間外勤務手当又は休日勤務手当を支給される職員を除く。)			入院患者1人につき	病院において12月31日及び1月1日に勤務した職員

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		稲城市立病院		青梅総合病院	
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細
年末年始手当	1勤務11時間30分以上14,000円	病院において12月29日及び30日並びに1月2日及び3日に勤務した職員	12月29日及び同月30日 日額 2,200円	年末及び年始において正規の勤務時間を割り振られた者がその日の勤務に従事したとき。	従事時間が1日3時間30分以上7時間30分未満のとき。日額4,500円	青梅市病院事業企業職員の職名に関する規程別表に掲げる職務名のうち一般事務および電気技術の職務に従事する職員以外の職員で年末年始に勤務した者（宿直勤務または日直勤務従事者を除く。）
	1勤務6時間以上11時間30分未満7,000円				従事時間が1日7時間30分以上のとき。日額9,000円	
	1勤務3時間30分以上6時間未満4,000円		12月31日から翌年の1月3日までの日 日額 2,500円			
	1勤務11時間30分以上16,000円					
	1勤務6時間以上11時間30分未満8,000円					
1勤務3時間30分以上6時間未満5,000円						
医師派遣手当	日額10,000円	東京都の地域医療支援ドクター事業に基づき、東京都から派遣された支援医師である医師			勤務1日につき1万円 ただし、1月につき25日分を上限とする。	【派遣手当】 東京都地域医療支援ドクター事業により派遣された医師
主治医手当					入院患者1人につき1日200円 ただし、退院時要約を患者の退院日の翌日から起算して14日を超えて診療情報管理室に提出した場合は、入院患者1人につき1日100円	入院患者を担当する医師（退院時に担当していた医師に限る。） ただし、支給期間は、患者1人につき90日を上限とする。
新生児担当医手当					新生児特定集中治療室に入院する新生児1人につき10,000円	新生児特定集中治療室において新生児を担当する医師 ただし、入院初日に限り支給する。
看護師手当						
主導的業務看護師手当	月額3,000円	部門別診療目的に精通し、主導的役割を担う看護師であつて、日野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和38年条例第17号)第10条の2第2項の規定による管理職手当の支給を受けていないもの				
当直管理看護師長手当						
紹介職員育成手当	紹介した看護師1人につき月額10,000円	自らの紹介により入職した看護師に対する育成・指導・相談等の業務に従事した職員				
経営管理手当	150,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、院長の職にあるもの。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。				
	75,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、副院長及び副院長相当職並びに診療部長及び診療技術部長の職にあるもの。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。				
	45,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、病院に常時勤務する医師(院長、副院長及び副院長相当職並びに診療部長及び診療技術部長の職にあるものを除く。)。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。				
	35,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、部長の職にあるもの(医師及び事務職を除く。)。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。				
看護師指導手当	月額16,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、看護科長の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。				
	月額12,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、看護師長の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。				
	月額8,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、副看護師長の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。				
	月額4,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、主任看護師の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。				
夜間専従勤務手当	1勤務(8時間)800円	月ごとの勤務時間の割り振りににおいて、準夜及び深夜のみの勤務時間の割り振りを受けた常勤の職員で、準夜又は深夜の看護業務に従事したもの				
往診手当			1勤務 勤務時間内の往診 往診点数の50% 勤務時間外の往診 往診点数の70%	医師が往診したとき。		

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		稲城市立病院		青梅総合病院	
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細
手術手当			1回 手術点数の5% 1回 手術点数の1.7% 1回 手術点数の1.0% 1回 手術点数の1.3%	術者として医師が手術に携わったとき。 手術室において行う1回当たりの手術点数が1,000点以上のものに限る。 助手として医師が手術に携わったとき。 手術室において行う1回当たりの手術点数が1,000点以上のものに限る。 麻酔科医師が手術において麻酔を行ったとき。 手術室において行う1回当たりの手術点数が1,000点以上のものに限る。 補助手として看護師等が手術に携わったとき。 手術室において行う1回当たりの手術点数が1,000点以上のものに限る。 ただし、手術室が交替制勤務の場合は、支給しない。		
危険手当			月額 2,300円 その月の勤務した日数が勤務を要する日の2分の1に満たない場合は、日額100円とし、2分の1以上の場合は、全額とする。	以下に掲げる以外の者 条例別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける者 栄養科及び管理課に勤務し条例別表第2行政職給料表(2)の適用を受ける者 栄養科に勤務し条例別表第4医療職給料表(2)の適用を受ける者	日額 200円	専ら精神病棟に勤務し、看護業務または作業療法に従事した看護職員（看護師および准看護師をいう。以下同じ。）、看護補助者および作業療法士 専ら細菌、その他感染の危険のある業務に従事した臨床検査技師および血液浄化センターに勤務した臨床工学技士 精神病棟および感染症病床において診断、治療看護または病室内において事務に従事した者ならびに感染症病床において作業に従事した者 レントゲン、コバルト装置等の操作または補助業務に従事した者 血液浄化センターにおいて透析業務に従事した看護職員
血液透析室勤務手当						
死体処置手当			1体 170円 1体につき4人を限度とする。	死体処置作業に従事したとき。	1件 1,000円	【死体取扱手当】 助産師、看護師又は准看護師が、死体の取扱業務に従事したとき。
被曝手当			月額 80,000円 その月の勤務した日数が勤務を要する日の2分の1以上の場合とする。 月額 3,000円 その月の勤務した日数が勤務を要する日の2分の1以上の場合とする。	放射線科に勤務する医師 放射線科に勤務する医師以外の技術職員		
解剖手当			1体 570円 1体につき、医師2人を限度とする。 1体 570円 1体につき、医師以外の者2人を限度とする	医師が解剖に従事したとき。 医師以外の者が解剖の補助介補業務に従事したとき。	1件 1,200円	【死体解剖業務手当】 医師又は臨床検査技師が、死体解剖又は死体解剖補助業務に従事したとき。
拘束手当			12月29日から翌年の1月3日まで 1単位 3,000円 12月29日から翌年の1月3日以外の日 1単位 2,000円	手術室に勤務する看護師等のうち、正規の勤務時間外に緊急登院する当番となっている者 1単位とは、午前8時30分から午後5時ま		
医療協力手当						
ヘリコプター 搭乗手当					1回 10,000円 1回 5,000円	ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事した医師 ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事した救急救命士および看護師
救急車搭乗手当					1回 5,000円	救急車等に搭乗し、救急業務に従事した医師
危険業務手当					日額 150円	電気技術および一般業務の業務に従事する職務にある職員で、これらの職員が管理する電気設備等の分解、取替え、修理またはこれらの作業に伴う試験調整作業に従事した者
麻酔手当						診療報酬点数表により算定した麻酔料の100分の5の額の範囲内で管理者が定めた額 全身麻酔を行う業務に従事した医師
救急診療業務手当					1勤務 40,000円 ただし、小学校就学の始期に達するまでの子を夜間保育所に預け救急診療業務に従事した場合は1勤務につき13,000円を加算する。	正規の勤務時間が夜間および休診日に割り振られて救急診療業務に従事する救急科医師および小児科医師
交替制勤務者業務手当					午後10時から午前5時までの間に従事した場合、1勤務につき4,000円	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が夜間において行われる業務に従事した診療放射線技師、臨床検査技師および救急救命士

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		稲城市立病院		青梅総合病院	
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細
自宅待機手当					午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間待機した場合 6, 000円	休日等の救急業務に備えて自宅待機を命ぜられた医師
					午後零時から午後 5 時15分までの間待機した場合 3, 000円	
					午後 5 時15分から翌日の午前 8 時30分までの間待機した場合 6, 000円	
					午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間待機した場合 4, 000円	休日等の救急業務に備えて自宅待機を命ぜられた臨床工学技士
					午後零時から午後 5 時15分までの間待機した場合 2, 000円	
					午後 5 時15分から翌日の午前 8 時30分までの間待機した場合 4, 000円	
緊急入院患者診療手当					入院患者 1 人につき3, 000円	宿直および日直を命ぜられた時間帯において緊急入院患者を診療した小児科、救急科を除く医師
専門看護分野従事手当						
認定看護分野従事手当						
病理診断手当					診療報酬点数表の病理診断管理加算 1 または2に関する病理診断 1 件につき100円	病理診断を専ら担当する医師（専ら病理診断を担当した経験を 7 年以上有する者または専門医に限る。）
研究手当						
防疫作業手当						
					日額 300円	感染症防疫作業に従事した者

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		町田市民病院		公立福生病院	阿伎留医療センター	公立昭和病院
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細			
医師研修技術手当	月額310,000円	院長					
	月額310,000円	別表第2 給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級であつて、院長を除くもの					
	月額310,000円	診療科部長					
	月額310,000円	医長					
	月額260,000円	主任医員					
	月額180,000円	医員					
医師手当 (その月の勤務した日数が勤務を要する日の2分の1以上の場合とする。)					○	○	
助産師手当						○	
技師手当						○	
医師業務調整手当	年度の半期ごとの医療収支状況に 50,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院に常時勤務する医師					
病院業務調整手当	年度の半期ごとの医療収支状況に 5,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院に常時勤務する職員(医師を除く。)					○
医師資格手当	月額6,000円	病院に常時勤務する医師で学位又は指導医の資格を有しているもの					
	月額5,000円	病院に常時勤務する医師で専門医又は認定医の資格を有しているもの					
看護職資格手当	月額7,000円	病院に常時勤務する助産師					
	月額5,000円	病院に常時勤務する看護師で規則で定める認定看護師の資格を有しているもの					
資格手当							○
変則勤務手当	1勤務(8時間)5,600円	深夜に看護業務に従事した職員。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。	1回 5,000円(2交替制勤務の夜勤は10,000円)	【夜間看護手当】 助産師、看護師又は准看護師のうち、正規の勤務時間の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)にかかるとき。	○	○	○
	1勤務(8時間)5,000円	準夜に看護業務に従事した職員。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。					
	1勤務(8時間)500円	土曜日、日曜日又は休日(12月29日から12月31日まで及び1月1日から1月3日までを除く。)の日勤帯に看護業務に従事した職員(休日勤務手当を支給される職員を除く。)。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。				○	
	1勤務(8時間)500円	勤務時間の割り振りにより準夜帯に3時間以上かかる日勤の看護業務に従事した職員。ただし、当該職員が業務に従事した病棟の区分における病床の利用状況等が規則で定める場合に該当するときは、支給額の欄に掲げる額に100分の120を乗じて得た額とする。					
早朝出勤手当							○
休日夜間診療手当						○	
入院受入医師手当	入院した患者1人につき4,000円	診療時間内に救急患者を入院受入れした医師			○	○	○
	3,000円	診療時間内に救急患者以外の患者を入院受入れした医師					

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		町田市民病院		公立福生病院	阿伎留医療センター	公立昭和病院
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細			
分娩手当	分娩1件につき10,000円	分娩を取り扱った主たる医師	1件 500円	助産師、看護師又は准看護師が、分娩の補助業務に従事した場合(午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間に行われる勤務に従事したときに限る。)	○	○	○
救急業務手当	救急車による搬送患者1人につき4,000円 救急車によらない患者1人につき1,500円	診療時間外に救急患者の受入れ診療業務に直接従事した医師			○	○	○
	救急車による搬送患者1人につき2,000円	病院に常時勤務する医師で、診療時間内に救急患者の受入れ診療業務に直接従事したもの					
	入院した救急患者1人につき4,000円	診療時間外に受け入れ、かつ、入院させた救急患者の入院時の診療担当医となつた医師					
	救急車による搬送患者1人につき500円	診療時間外に救急患者の受入れ診療業務に直接従事した看護師等					
	月額20,000円	救急室に勤務する職員で、1箇月当たりの救急車受入れ台数が300台以上であつたもの(医師を除く。)					
	月額10,000円	救急室に勤務する職員で、1箇月当たりの救急車受入れ台数が250台以上300台未満であつたもの(医師を除く。)					
緊急対応手当	1回12,000円	救急患者の対応のために時間外に待機を命じられた医師であつて、緊急に登院執務したもの(当該医師が一の待機時間内において複数回登院執務した場合は、初回の登院執務に限る。)	1回 1,500円	【緊急出勤手当】	○	○	○
	1回10,000円	救急患者の対応のために緊急に登院執務した医師(当該医師が時間外に待機を命じられた医師である場合は、一の待機時間内において複数回登院執務したときの2回目以降の登院執務に限る。)					
	1回1,700円	救急患者の対応のために緊急に登院執務した職員(医師を除く。)					
	1回2,000円	救急患者の対応のために時間外に待機を命じられた医師					
	1回4,000円	救急患者の対応のために時間外に待機を命じられた職員(医師を除く)					
緊急手術手当	手術点数に0.05を乗じて得た額	診療時間外に、手術室(血管造影室、内視鏡室及び人工透析室を含む。以下同じ。)において術者として手術に携わつた医師			○		
	手術点数に0.02を乗じて得た額	診療時間外に、手術室において助手として手術に携わつた医師					
	手術点数に0.05を乗じて得た額	診療時間外に、手術室において手術に際し麻酔を行つた麻酔科医師					
	手術点数に0.01を乗じて得た額	診療時間外に、手術室において補助手として手術に携わつた看護師等					
中央手術室勤務手当						○	○
画像診断手当							
診療業務手当	従事時間が1時間以内の場合2,000円	病院において救急患者等のため、正規の勤務時間外及び休日に診療業務に直接従事した医師(当直の医師及び時間外勤務手当又は休日勤務手当を支給される医師を除く。)	毎月の診療収入から必要経費を控除した額の100分の5を超えない範囲内において、管理者が定める額	医師又は歯科医師が、診療の業務に従事したとき。			
	2,000円に従事時間が1時間を超える30分ごとに1,000円を加算した額。ただし、各単位時間の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に及んだ場合は、それぞれの単位金額に100分の150を乗じて算定した額						
健診業務手当	従事時間1時間につき3,000円	病院において正規の勤務時間外及び休日に健診業務に直接従事した職員(時間外勤務手当又は休日勤務手当を支給される職員を除く。)					

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		町田市民病院		公立福生病院	阿伎留医療センター	公立昭和病院
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細			
年末年始手当	1勤務11時間30分以上14,000円	病院において12月29日及び30日並びに1月2日及び3日に勤務した職員	1勤務 4,500円	企業職員(事務部の職員を除く。)が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が1月1日から同月3日までの日又は12月29日から同月31日までの日において、当該業務に従事したとき。	○	○	○
	1勤務6時間以上11時間30分未満7,000円						
	1勤務3時間30分以上6時間未満4,000円						
	1勤務11時間30分以上16,000円	病院において12月31日及び1月1日に勤務した職員					
	1勤務6時間以上11時間30分未満8,000円						
	1勤務3時間30分以上6時間未満5,000円						
医師派遣手当	日額10,000円	東京都の地域医療支援ドクター事業に基づき、東京都から派遣された支援医師である医師	日額 10,000円	東京都地域医療支援ドクター事業により東京都から派遣される医師が、医師業務に従事したとき。	○	○	○
主治医手当							
新生児担当医手当							
看護師手当						○	
主導的業務看護師手当	月額3,000円	部門別診療目的に精通し、主導的役割を担う看護師であつて、日野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和38年条例第17号)第10条の2第2項の規定による管理職手当の支給を受けていないもの					○
当直管理看護師長手当						○	
紹介職員育成手当	紹介した看護師1人につき月額10,000円	自らの紹介により入職した看護師に対する育成・指導・相談等の業務に従事した職員					○
経営管理手当	150,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、院長の職にあるもの。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。					
	75,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、副院長及び副院長相当職並びに診療部長及び診療技術部長の職にあるもの。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。					
	45,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、病院に常時勤務する医師(院長、副院長及び副院長相当職並びに診療部長及び診療技術部長の職にあるものを除く。)。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。					
	35,000円を超えない範囲内で規則で定める額	病院の運営及び経営に係る意思決定を行う会議の構成員で、部長の職にあるもの(医師及び事務職を除く。)。ただし、病床利用率及び病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。					
看護師指導手当	月額16,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、看護科長の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。					
	月額12,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、看護師長の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。					
	月額8,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、副看護師長の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。					
	月額4,000円	急性期病院としての看護業務を指導する職員で、主任看護師の職にあるもの。ただし、病院の運営状況が規則で定める場合に該当するときは、支給しない。					
夜間専従勤務手当	1勤務(8時間)800円	月ごとの勤務時間の割り振りににおいて、準夜及び深夜のみの勤務時間の割り振りを受けた常勤の職員で、準夜又は深夜の看護業務に従事したもの					
往診手当							

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		町田市民病院		公立福生病院	阿伎留医療センター	公立昭和病院
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細			
手術手当							
危険手当			月額 9,000円	放射線科、病理診断科、臨床検査科又は中央材料室に所属する企業職員（医師を除く医療技術系の企業職員に限る。）が、当該科又は室の所掌する業務に従事したとき。	○	○	○
			月額 7,500円	薬剤科に所属する企業職員が、薬剤師として、当該科の所掌する業務に従事したとき。			
			月額 19,000円	中央手術室に所属する企業職員（助産師、看護師及び准看護師に限る。）が、当該室の所掌する業務に従事したとき。			
			月額 4,000円	医療技術系の企業職員（医師、歯科医師、栄養士並びに(1)及び(2)に該当する企業職員を除く。）及び看護補助の企業職員が、看護その他の所掌業務に従事したとき。			
血液透析室勤務手当						○	
死体処置手当					○		○
被曝手当							
解剖手当					○	○	
拘束手当							
医療協力手当					○	○	
ヘリコプター 搭乗手当							
救急車搭乗手当							
危険業務手当							
麻酔手当					○		
救急診療業務手当						○	
交替制勤務者業務手当			1回 8,000円	【夜間交替勤務手当】 薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師のうち、正規の勤務時間の勤務時間が深夜にかかるとき。			
			1勤務 4,500円	企業職員（事務部の職員を除く。）が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が1月1日から同月3日までの日又は12月29日から同月31日までの日において、当該業務に従事したとき。			

特殊勤務手当一覧表

手当一覧	日野市立病院		町田市民病院		公立福生病院	阿伎留医療センター	公立昭和病院
	支給額	対象・詳細	支給額	対象・詳細			
自宅待機手当			医師 1直 2,500円(12月29日から翌年1月3日までの間については、4,000円) 医師以外の職員 1回 1,500円(12月29日から翌年1月3日までの間については、待機時間が12時間以上の場合3,000円とする。)	企業職員(事務部の職員を除く。)が、救急患者又は伝染病患者等の入院に備えて、勤務時間外又は休日に自宅待機を命じられたとき。	【待機手当】 ○		
緊急入院患者診療手当							
専門看護分野従事手当			月額 3,000円	専門看護師(公益社団法人日本看護協会が認定する専門看護師をいう。)が、管理者が指定する専門看護分野に従事したとき。			
認定看護分野従事手当			月額 2,000円	認定看護師(公益社団法人日本看護協会が認定する認定看護師をいう。)が、管理者が指定する認定看護分野に従事したとき。			
病理診断手当							
研究手当						○	○
防疫作業手当							